

## 蕨市単純労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1. 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢等及び民間従業員のデータ

区分	蕨市単純労務職				民間	
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
全体	22人	55.7歳	335,177円	382,276円	—	—
運転手	3人	58.2歳	402,167円	477,931円	54.6歳	296,800円
調理員	5人	56.7歳	304,700円	346,950円	41.2歳	267,500円
用務員	14人	54.9歳	331,707円	374,396円	53.9歳	227,200円

- \* 民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査（賃金センサス）による。
- \* 民間データのうち運転手及び調理員については埼玉県平均。用務員については全国平均。
- \* 「平均給料月額」とは平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均
- \* 「平均給与月額」とは給料月額と扶養・住居・通勤・時間外勤務手当などのすべての諸手当の合計額
- \* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等について完全に一致しているものではありません。

#### (2) 年齢別職員数

(平成19年4月1日現在)

区分	36歳 ～39歳	40歳 ～43歳	44歳 ～47歳	48歳 ～51歳	52歳 ～55歳	56歳 ～59歳	60歳 以上	合計
全体		2人		1人	6人	9人	4人	22人
運転手					1人	2人		3人
調理員				1人		3人	1人	5人
用務員		2人			5人	4人	3人	14人

#### (3) その他給与に関する事項

##### ア 給料表

単純労務職員給料表（2級制）

##### イ 単純労務職員に係る特殊勤務手当

なし

##### ウ 昇給基準

毎年1月1日に4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給

## 2. 基本的な考え方

本市における単純労務職員は、平成6年度の採用を最後に退職不補充としており、新規採用は行っておらず、引き続きこの方針を継続していく。

給与については、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与水準との均衡について充分考慮しながら、引き続き適正化を図る。

## 3. 具体的な取組内容

職員数については、平成18年9月から給食センターの調理業務を民間委託し、従事していた調理員については、保育園給食調理業務への配置換え又は職種の変更を実施し、単純労務職員が従事する職種の削減を進めてきた。今後も退職不補充を継続し、退職者の従事していた業務については、民間委託を進め、職員数の削減を図る。

給与については、平成18年度から単純労務職員に係る特殊勤務手当を廃止している。また、平成18年度に行った給与構造改革において、給料表を国家公務員の改定率を上回るマイナス改定を行っている。(蕨市=△4.8%。国家公務員=△1.2%)